

あるべき税制委員会（第8回）の様様

5月31日、経団連会館にて第8回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、財務省主税局の星野調査課長をお招きし、「欧州諸国における最近の税制改革」と題するプレゼンテーションを頂き、その後質疑応答をしました。講演の概要は次の通りです。

1、メルケル大連立政権の税制改革

2005年9月の連邦議会議員選挙をへて、11月連立が合意された。2002年から2005年までEUの求める財政赤字の基準値を超過しており、財政健全化がメルケル政権の急務の課題であった。そこで、税制について、2007年1月からの付加価値税の引上げ（16→19%）、所得税の最高税率の引上げ（42→45%）、2008年1月以降の法人税制改革（法人実効税率引下げ、課税ベースの拡大）、2009年以降の金融所得への源泉分離課税の導入等が合意された。

（具体的内容）

- ・付加価値税率の引上げ（16%→19%）【増収額 3.4 兆円】
 - 増収分の 2/3 は財政再建に、1/3 は失業保険料の引下げに充当
- ・所得税の最高税率の引上げ（42%→45%）【増収額 0.2 兆円】

財政再建のための増税項目として付加価値税が選択された理由としては、税率が他のEU諸国に比べて低かった（EU加盟国平均は約19%）こと、輸出品免税であり、ドイツ製品の国際競争力に影響を及ぼさないこと、薄く広く負担を求め、特定のグループに負担を負わせる税より理解が得やすいこと等があげられる。付加価値税引上げの影響としては、2007年の成長は減速すると見られるが、駆け込み需要の反動は一時的なものにとどまり、同時に行う失業保険料の引下げも勘案すると、付加価値税引上げの影響は軽微と見られる。また、中長期的には、財政健全化がシグナルとなって国民のマインドが上昇するなど経済にプラスの効果が生まれると見られるとの意見もある。

法人税改革は、2008年1月から予定されており、現在法案審議中である。背景には、ドイツ国内で利益を上げながら海外へ所得を移転する企業への対応、雇用創出、賃金上昇、所得税・社会保険料の増収の期待がある。

（具体的内容）

- ・法人実効税率の引下げ（約 39%→30%）
- ・課税ベースの拡大等によりネット減収額を抑制（減収額の 6 分の 5 を補填）

主要な増減収項目の見積りは次の通りである。増収項目としては、営業税の損金算入の

否認（１１４億ユーロ）、国内課税基礎の強化による増収（３９同）、定率償却制度の廃止、移転価格税制の強化（１８）、支払利息費用の損金算入の制限（１５）、企業買収規則の厳格化、有価証券を利用した租税回避の制限等である。

減収効果としては、法人税率の引下げ（２５→１５％）、営業税率の課税指数の引下げ、得税における営業税控除率の引上げ、人的企業に対する所得税率の軽減等がある。全体としてほぼ税収中立といえる。

なお、金融所得への源泉分離課税の導入が２００９年１月に予定されており、法人税改革法案の一部として審議中である。この背景には、金融商品の形を変えることによる課税逃れへの対応がある。株式譲渡益課税についての「収益に課税するが譲渡益には課税しない」という伝統的な原則を完全に放棄した点で注目される。また、配当への課税については、法人税との二重課税の調整はもはや考慮する必要がないとの考えにより、調整措置は講じない。（法人税を引き下げするため、法人税と合わせた負担は軽減される）

（具体的内容）

- ・ 利子、配当、株式譲渡益について、２５％の源泉分離課税

２、仏サルコジ新大統領の選挙中の提案

欧州統合に伴い、仏企業の国際競争力の強化が必要とし、同時に、高齢化に伴い社会保障支出の伸びが予見される中、中長期的に安定的な財源確保が必要であるが、一般社会税の負担は既に高く、更なる引上げは困難という現状認識を示している。

具体的提案としては、社会保険料の企業負担分の引下げ、代替の社会保障財源として、付加価値税率（１９．６％）の引上げ等が示唆されていた。

３、オランダの税制改革

オランダは、２００１年改革で、ボックス・タックスを導入した。この背景としては、住宅ローン利子控除等による課税ベースの浸食、高い所得税の最高税率（６０％）、富裕税による高所得者の国外移住等が問題となっていたことがあげられる。また、所得税の税率を引き下げる（３３．９～６０％→３２．３５～５２％）に際して、全体としての減収額を抑制するため、低所得者に配慮した形の控除を見直しつつ増収をはかる必要があった。なお、各種税額控除の合計額が、算出税額（社会保険料を含む）を上回る場合、その差額を給付する仕組みにはなっていない。

（具体的内容）

- ・ 基礎控除等の人的控除（所得控除）を税額控除に変更
- ・ 基礎税額控除の他に、児童税額控除や勤労税額控除等の税額控除を創設

- ・ 勤労性所得と資産性所得を分離して課税
- ・ 勤労及び事業所得の最高税率の引き下げ（ボックス１）
- ・ 富裕税に代わるものとして、資産からの収益率を・・・

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。